

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5％から8％に、また、令和元年10月1日より8％から10％に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

本町では、令和5年度決算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当し実施しましたので公表いたします。

令和6年12月

■ 歳入歳出決算の状況	【歳入】	地方消費税交付金（従来分）	174,950	千円
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	218,393	千円
		計	393,343	千円
	【歳出】	社会保障施策に要する経費（総額）	3,484,845	千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

社会 保 障 施 策 区 分		経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業 内 容
			特 定 財 源			一般財源	うち、引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
			国・県 支出金	町 債	その他			
社会福祉	障 害 者 福 祉 事 業	652,021	446,428	0	24	205,569	18,624	介護・訓練等給付費、重度心身障害者医療費
	高 齢 者 福 祉 事 業	410,949	5,938	16,800	39,339	348,872	31,608	高齢者福祉施設管理費、養護老人ホーム諸経費
	児 童 福 祉 事 業	1,011,120	275,720	12,200	37,865	685,335	62,091	保育所（公立・私立・認定こども園）諸経費、乳幼児・児童医療費
	母 子 福 祉 事 業	29,653	16,845	0	0	12,808	1,160	妊産婦健康診査事業、ひとり親家庭医療費
	そ の 他	14,886	5,250	0	0	9,636	873	町民館及び隣保館(管理・事業)費
	小 計	2,118,629	750,181	29,000	77,228	1,262,220	114,356	
社会保険	介 護 保 険 事 業	430,245	35,314	0	2,447	392,484	35,559	介護保険特別会計への繰出金
	国 民 健 康 保 険 事 業	221,206	86,813	0	0	134,393	12,176	国民健康保険特別会計への繰出金
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	458,931	88,056	0	0	370,875	33,601	後期高齢者医療特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合医療費負担金
	小 計	1,110,382	210,183	0	2,447	897,752	81,336	
保健衛生	疾 病 予 防 対 策 事 業	76,385	767	0	4,500	71,118	6,443	各種予防接種事業、健診事業
	診 療 所 管 理 運 営 事 業	169,002	0	0	0	169,002	15,312	診療所特別会計への繰出金
	医 療 提 供 体 制 確 保 事 業	10,447	0	0	0	10,447	946	緊急医療病院群輪番制病院負担金
	小 計	255,834	767	0	4,500	250,567	22,701	
合 計		3,484,845	961,131	29,000	84,175	2,410,539	218,393	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。